

第 11 自動火災報知設備

1 用語の定義

- (1) 警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位をいう。
- (2) アドレス感知器とは、固有の信号を発する感知器をいう。
- (3) アドレス中継器とは、感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。
- (4) 一系統とは、1 伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。
- (5) 感知区域とは、壁又は取付け面から 0.4m (差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m) 以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。
- (6) 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- (7) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

イ 交流電源

- (イ) 電源の電圧及び容量が適正であること。
- (ロ) 定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。
- (ハ) 電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共に用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれのないときは、共用することができる。

ロ 蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、「蓄電池設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 2 号) に適合するものを使用すること。

ハ 省令第 24 条第 3 号ロに規定する「電源の開閉器には、自動火災報知設備用のものである旨を表示」とは、開閉器の直近の見やすい位置に、「自動火災報知設備専用」と表示を付すことであり、表示の色は地を白、文字を赤とし、大きさは文字の鮮明度をそこなわない範囲で自由とすること。◆

(2) 非常電源

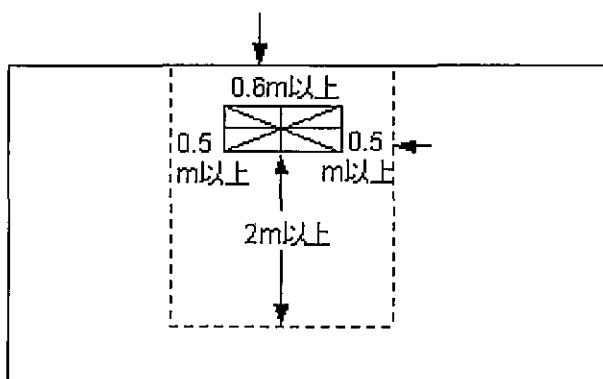
第 24 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所

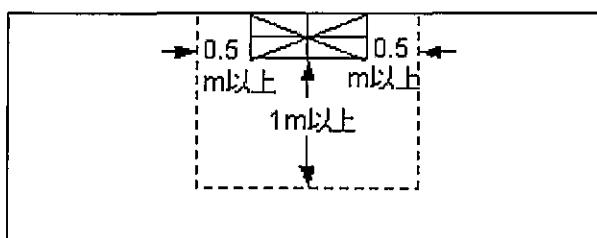
イ 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

ロ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。(第 11-1 図参照)
なお、自立型の場合で背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。
また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

自立型



壁掛型



第 11-1 図 有効空間の例

- ハ 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- ニ 一の建築物は、原則、当該建築物に設置される受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に自動火災報知設備が設置される建築物が 2 棟以上ある場合で、防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信場所がある場合は、各棟を監視する各受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けることができる。また、この場合、火災受信場所に設置する 1 台の受信機で、複数の建築物を監視することもできるものとする。
- ホ 省令第 24 条第 1 項第 2 号トの受信機のある場所相互間に設ける同時に通話することができる設備（以下「同時通話装置」という。）は、次に掲げるものをいう。
 - (イ) 発信機（P型 1 級、T型）
 - (ロ) 非常電話
 - (ハ) 専用インターホン
- (二) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの。ただし、同一室内に又は隣接して、2 以上の受信機が設けられている場合は、当該受信機間の同時通話装置を設けないことができる。
- ヘ 放送設備が該当する防火対象物にあっては、操作部と併設すること。◆

(4) 機器

- イ 検定品であること。
- ロ 一の表示窓で、2 以上の警戒区域を表示しないこと。
- ハ 主電源は、原則として交流電源とすること。
- ニ 増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。
- ホ 感知器等を他の設備と兼用するものにあっては、火災信号を他の設備の制御回路等を中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で兼用するものにあ

っては、この限りでない。

(5) 警戒区域

- イ 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- ロ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。
- ハ 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が 500 m²以下の場合で、警戒区域が 2 の階にわたる場合は、2 の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。◆
- ニ 階段、傾斜路等にあっては、高さ 45m 以下ごとに一の警戒区域とすること。
- ホ 地下 2 階以下にわたる階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。◆
- ヘ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に 2 以上ある場合は、それらの一から水平距離 50m の範囲内にあるものにあっては、同一警戒区域とすることができます。ただし、頂部が 3 階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。
- ト 階数が 2 以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができます。
- チ 外気に面して常時開放された下屋（車庫、倉庫等）で、省令第 23 条第 4 項第 1 号ロに該当する場所の警戒区域は、当該部分を含めて設定するものであること。ただし、軒下等で感知器が設置されない場合は、警戒区域の面積に含めないことができる。
- リ 各階の階段がそれぞれ水平距離 5 m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして同一の警戒区域とすることができます。
- ヌ 警戒区域は、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。◆
- ル 特定一階段等防火対象物のうち、階数が 3 階層以下で、かつ、延べ面積が 150 m²未満のものにあっては、政令第 32 条を適用して、一の警戒区域は 3 の階にわたることができ、階段等の堅穴部分を当該区域と同一区域とすることができます。この場合の受信機は、P 型 3 級のもの以外のものとすること。

(6) 蓄積機能

- 5 蓄積機能によること。

(7) 地区音響装置の鳴動停止機能

地区音響装置と放送設備が併設される場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するように措置すること。◆

(8) 再鳴動機能

省令第 24 条第 1 項第 2 号ハの規定によること。ただし、放送設備を省令第 25 条の 2 に定めるところにより設置し、自動火災報知設備の作動と連動して警報を発するように措置されている場合は、再鳴動機能を要さないものであること。

なお、平成 10 年以降に型式承認を受けた受信機は、全て再鳴動機能付である。

3 感知器

(1) 適応感知器及び設置場所

イ 感知器の選択方法

感知器は、省令第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感

感知器を第 11-1 表、第 11-2 表により決定すること。

a 第 11-1 表の適用

省令第 23 条第 4 項第 1 号二(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所

b 第 11-2 表の適用

- (a) 省令第 23 条第 5 項各号に掲げる場所のうち、第 11-2 表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。
- (b) 省令第 23 条第 6 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場所のうち、第 11-2 表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。
- (c) 前(a)又は前(b)により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれがある場所に設置する場合にあっては、第 11-2 表中の適応熱感知器を設置すること。

(ロ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前(イ)の設置条件に適応する感知器を設置すること。

ロ 感知器の設置方法

感知器を前イにより設置する場合は、省令第 23 条第 4 項第 3 号から第 9 号までの規定によるほか、次によること。

(イ) 省令第 23 条第 4 項第 2 号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあっては、有効に感知できる部分に限り政令第 32 条の規定を適用し、第 11-1 表又は第 11-2 表に定める感知器を設置することができるものであること。

(ロ) 前(イ)により廊下、通路等（幅員 3 m 未満のものに限る。）に、熱感知器を設置する場合は次によること。

- a 廊下又は通路等の天井面から 0.4m 以上 の突出したはり等がない場合は、建物構造と感知器種別に応じ第 11-3 表に示す歩行距離以内ごとに 1 個以上の感知器を設置すること。
- b 廊下又は通路等の天井面から 0.4m 以上 1 m 未満 の突出したはり等により小区画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ第 11-4 表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。

第11-1表 設置場所の環境状態と適応感知器 1

設置場所		適応感知器									備考
環境状態	具体例	差動式 スポット型	差動式 分布型	補償式 スポット型	定温式	熱アラログ式	スロットル式	感知器			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種		
省令第一二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多く量に滞留する場所	ごみ集積場、荷捌場、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場、荷造場、梱包場、仕切場、分場、製粉場、精米場、綿場、ネン室、じんかい室、じん室、石炭庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	1 省令第23条第5項によるび及ぶ設置地階以上部を監視する場合に於ては、なされ易い炎が感知し難い場合は、適用する感知器を設けること。2 熱式分布型感知器を設ける場合に於ては、感知器が侵入する場合に於ては、感知器を設けること。3 器検微装置を設ける場合に於ては、感知器を設けること。4 温式感知器を設けること。5 紡績、製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける定温式感知器は、特種で公称作動温度75°C以下のもの、熱アラログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80°C以下が望ましいこと。
水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室、抄紙工場、サイダー・ビール・牛乳・ジュース工場の洗浄又は充填場等、その他これらに類する場所	×	×	×	○	×	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な場所に於ける場合に於けること。2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。3 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器又は熱アラログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。

省令第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1. 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないものの又は検出部に腐食性ガスが侵入しないもの措置を講じたものであること 2. 補式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること 3. 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと
	厨房その他正當時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、仕込場、溶接作業所、ゴミ焼却室、靈安置室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラ室、鋳造場、鍛造室、圧延場、映写室、スタジオ、サウナ室、熱交換室、照明室、貯湯そう室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習所、艇庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1. 省令第23条第5項によるび第6号の規定により地階、無窓階、部分階、以上との部設置されなければならないが、炎感知器を設けないとされ難い場合に監視が著しく困難な場所等では、政令第32条に基づいては、して適応するも適用して、適応するものであることを設置すること 2. 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60°C以下であること

	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫・ダムウェータ・事務室・休憩室及び控室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂、給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと 2 廉房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと 3 前2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60°C以下であること
			×	×	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること
			×	×	×	×	×	×	○	○	○	

注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。

- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 5 省令第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上で、省令第23条第4項第1号ニ(イ)及び(ホ)に掲げる部分は、政令第32条を適用して省令第23条第6項第1号に規定する高感度の熱感知器を設けることができる。
- 6 多信号感知器にあっては、その種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。

第11-2表 設置場所の環境状態と適応感知器 2

設 管 場 所	具 体 例	適応熱感知器				適応煙感知器				炎感知器	
		差動式 スボン ト型	差動式 スボン ト型	補償式スボント 型	定温	ス熱ア ボン ト型	スイ ボン ト化 型	光 式 スボ ント型	式 スボ ント型	イオ ン化ア ボン ト型	光電 式 スボ ント型
環境状態	具 体 例	差動式 スボン ト型	差動式 スボン ト型	補償式スボント 型	定温	ス熱ア ボン ト型	スイ ボン ト化 型	光 式 スボ ント型	式 スボ ント型	イオ ン化ア ボン ト型	光電 式 スボ ント型
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客席、集会場、宴会場、遊技場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室(40m ² 未満)、ロッカーチーム、談話室、面会室、衣裳室、その他これらに類する場所	○	○	○			◎		◎	○	○
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室、寄宿舎、就寝施設のある管理人室・用務員室・休憩室及び警備室、病室、保健室、その他これらに類する場所					◎	◎	◎	◎	○	○
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所					◎	◎	◎	◎	○	○
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティ、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽堂の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所		○				◎		◎	○	○

煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○		○	○	○		※
燃焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類、衣類等が多量に収納される室							○		○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取付け高さが8m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所		○							○	○	○		

※ 光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと

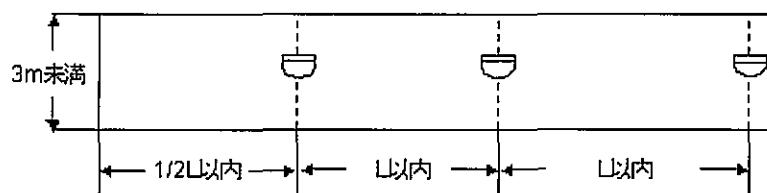
注1 ○印は当該場所に適応することを示す。

- 2 ◎印は、当該場所に感知器を設ける場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件であることに留意すること。
- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場所で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型2種を、天井高さ20m未満の場合は光電式分離型1種を設置すること。
- 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称差動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
- 9 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

第11-3表

感知器種別	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐 火	15m	13m	13m	10m
非 耐 火	10m	8 m	8 m	6 m

例

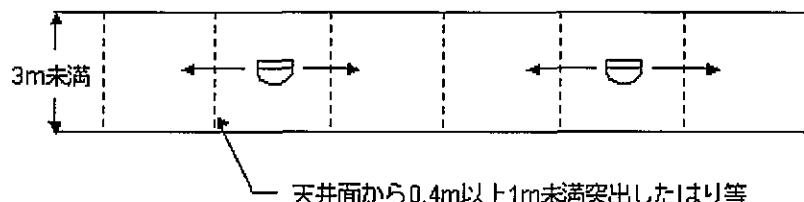


(注) Lは歩行距離とする。

第11-4表

感知器種別	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐 火	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²
非 耐 火	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²

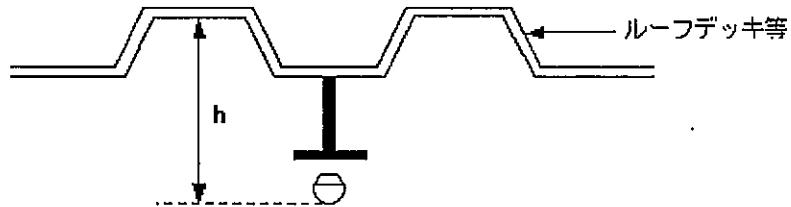
例



ハ 取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない。

$$\text{取付面の高さ} = \frac{(\text{取付面の最頂部}) + (\text{取付面の最低部})}{2}$$

ニ 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。(第11-2図参照)



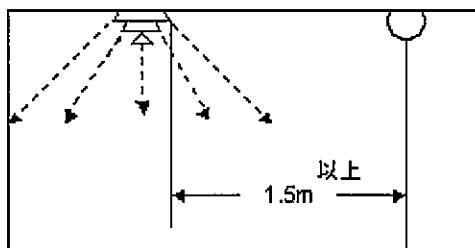
第11-2図

ホ 取付け面の高さが8mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設けることができる。

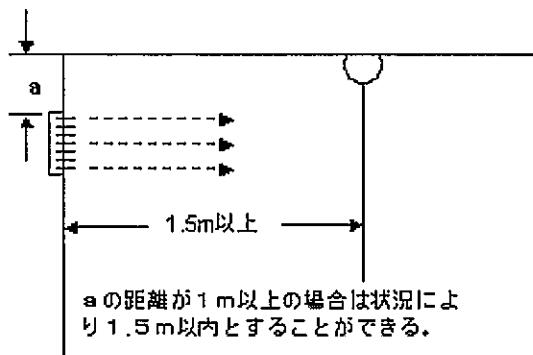
ヘ 換気口等の付近については(差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。)、次により設けること。ただし、吹出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(イ) 換気口等の空気吹出し口が、天井面に設けられている場合は、吹出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。(第11-3図参照)

(ロ) 換気口等の空気吹出し口が、天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる。(第11-4図参照)



第11-3図



第11-4図

(2) 感知区域

イ 感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等(以下「間仕切等」という。)の上方(熱感知器にあっては取付け面から下方0.4m以内、煙感知器にあっては0.6m以内)の部分に空気の流通する有効な開口部を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすること

ができる。なお、有効な開口部とは、間仕切等の全長に幅 5 cm 以上を乗じた面積に相当する開放とし、開放部分の長さは間仕切等の全長の 3 分の 1 以上とする。

また、間仕切等の上部に開口部 (0.3m 以上 × 0.2m 以上) を設け、その開口部から 0.3m 以内の位置に煙感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。

□ 省令第 23 条第 4 項から第 6 項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

(イ) 1 m 未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第 11-5 表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。

第 11-5 表

使用場所の構造	取付け面の高さ	感知器の種類		差動式		定温式		煙感知器		
		分布型		スポット型	補償式	スポット型	1種	2種	3種	
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	3種
耐 火	4 m 未満	25 m ²	20 m ²	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	4 m ~ 8 m									
	8 m ~ 15 m									40 m ²
	15 m ~ 20 m							40 m ²		
非耐火	4 m 未満	20 m ²	20 m ²	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	4 m ~ 8 m									
	8 m ~ 15 m									40 m ²
	15 m ~ 20 m							40 m ²		

(ロ) 細長い居室等の場合

短辺が 3 m 未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第 11-6 表で示す数値以内ごとに 1 個以上設置することができる。

第 11-6 表

建物構造	感知器の種別		差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1種	2種	特種	1種			
耐 火	15m	13m	13m	10m			
非耐火	10m	8 m	8 m	6 m			廊下、通路に準じて設けること。

(ハ) 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが 0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあっては 0.4m以上）1m未満で区画された 5 m²以下（煙感知器にあっては 10 m²以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

(二) アコーディオンカーテン等で間仕切りしている場合

原則として、アコーディオンカーテン等で間仕切られた部分は、それぞれ別感知区域とすること。ただし、区画となる時間が短時間であり、かつ、区画している間は間仕切りを確認できる部分に人員が配置されている場合は、感知区域を別に設けないことができる。

ハ 次の(イ)から(ホ)のすべてに適合する場合に限り、小区画された部分を小区画外の部分と同一の感知区域として、当該小区画の部分に感知器を設置しないことができる。

(イ) 小区画の条件

面積が S (m²) 居室等において、居室内の天井面から 0.6m以上 0.8m未満の深さで突き出した一のはり等によって当該天井面が小区画されているとき、当該小区画の部分の面積が S / 5 (m²) 以下であり、かつ、小区画外部分の天井面に感知器が設置されていること。

(ロ) 居室等の形状、大きさ及び天井高さ

居室等の形状は矩形に限るものとし、床面積は 60 m²以上 150 m²以下で、かつ、天井高さは 2.1m以上 2.5m以下であること。

(ハ) はり等の長さ、形状等

はり等の長さは、6 m以上 9 m未満とし、かつ、その中心線は前(イ)による居室等の矩形の短辺と平行であって直線であること。

(二) 感知器の種別

感知器の種別は「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 17 号) 第 2 条第 9 号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感度種別が 1 種又は 2 種のものであること。

(ホ) 吸気口等の条件

- a 小区画された天井部分に吸気口がないこと。
- b 小区画外部分における感知器は、換気口等の空気吹出し口から 2 m以内に設置されていないこと。

ニ 次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、火災を有効に感知することができるよう、他の部分とは別の感知区域とすること。

(イ) 棚又は張出し等（以下「棚等」という。）の場合

棚等が壁側に接し、その短辺が 2 m以上、かつ、長辺が 6 m以上の場合、又は棚等の四辺が壁に接しておらず短辺が 3 m以上、かつ、長辺が 6 m以上の場合。

(ロ) 複層の棚等がある場合

(イ)の状態で棚等の高さの間隔が 1.2m以上あるとき。

(ハ) 階段下の場合

階段下を物置等に使用している場合は、当該部分が耐火構造で区画され、その高さが 1.2m未満である場合を除き設置するものとする。

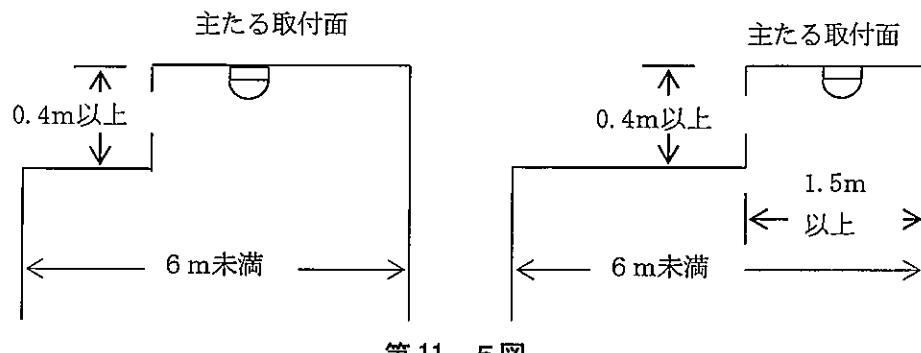
ホ 段違い天井の感知区域については、次によること。

(イ) 段違いの深さが 0.4m未満（煙感知器にあっては 0.6m未満）であれば平面天井とみなして同一感知区域とすることができます。

(ロ) 段違いの深さが 0.4m以上（煙感知器にあっては 0.6m以上）の場合であって、かつ、次のような場合には、同一感知区域とすることができます。

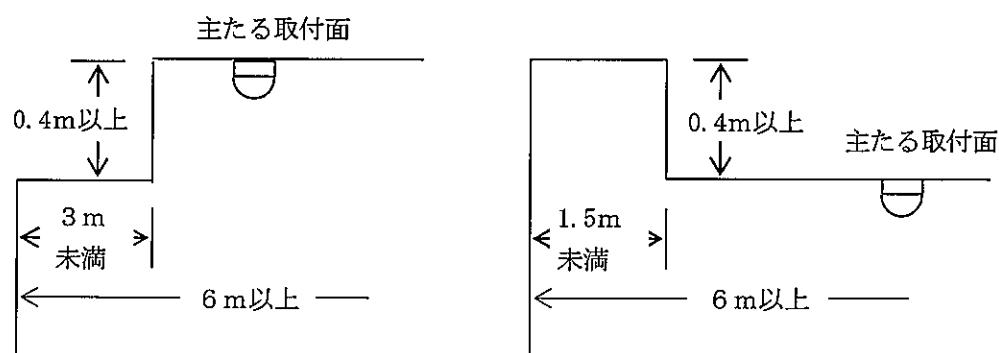
なお、いずれの場合も感知器は火災を有効に感知するよう設けること。

- a 居室等の幅が 6 m未満の場合（第 11-5 図参照）
 段違いの高い部分の幅が 1.5m 以上の場合、感知器を高い天井に設ける



第 11-5 図

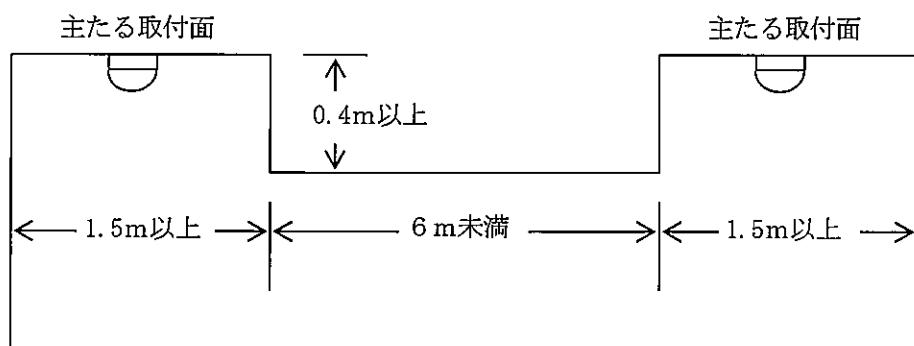
- b 居室等の幅が 6 m以上の場合
 (a) 段違いが低い場合（第 11-6 図参照）
 (b) 段違いが高い場合（第 11-7 図参照）



第 11-6 図

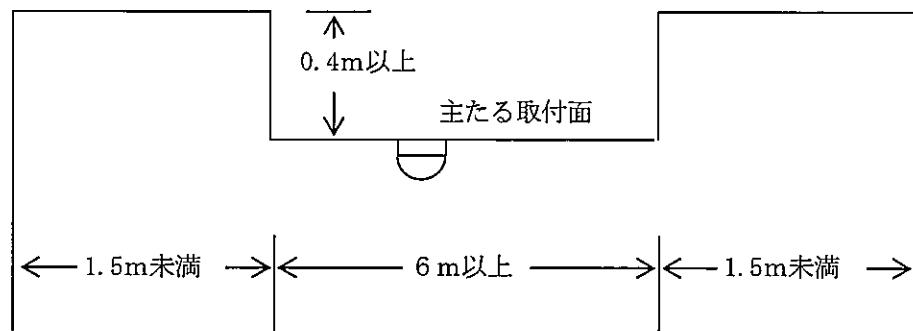
第 11-7 図

- c 段違い天井が中央にある場合
 (a) 主たる取付け面より低い段違い部分の幅が 6 m未満の場合（第 11-8 図参照）



第 11-8 図

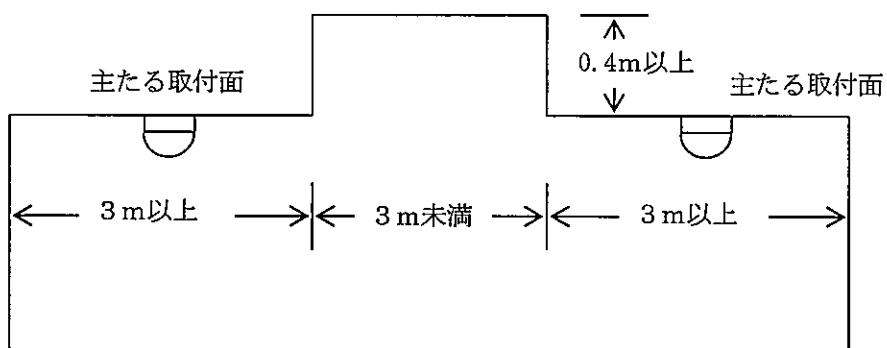
(b) 主たる取付け面より低い段違い部分の幅が6m以上の場合（第11-9図参照）



第11-9図

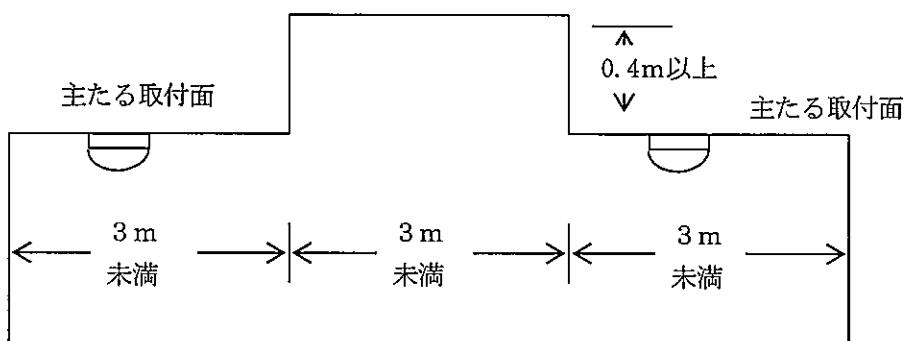
d 段違いが高い場合

(a) 主たる取付け面より高い段違い部分の幅が3m未満で低い部分の幅が3m以上ある場合（第11-10図参照）



第11-10図

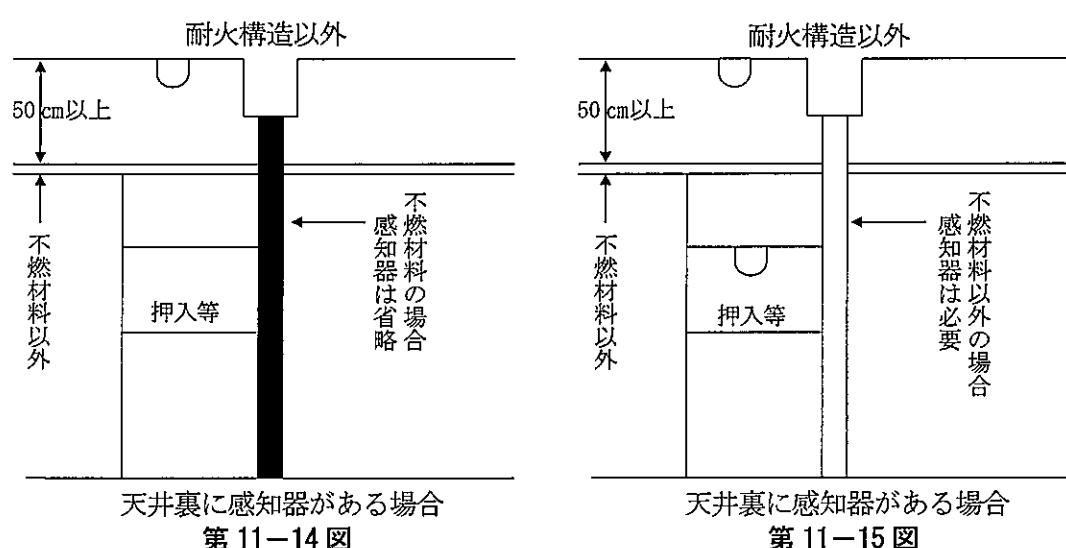
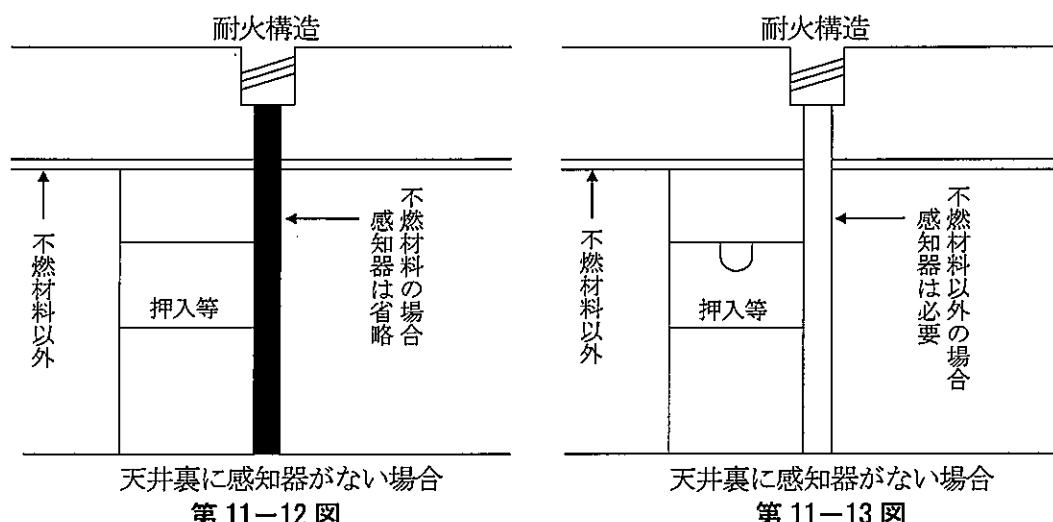
(b) 主たる取付け面より高い段違い部分の幅が3m未満で低い部分の幅が3m未満である場合（第11-11図参照）

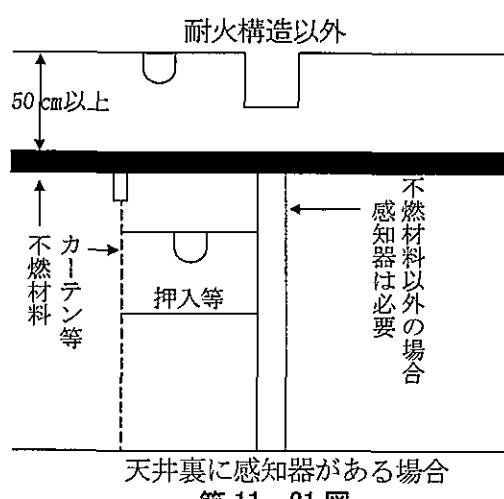
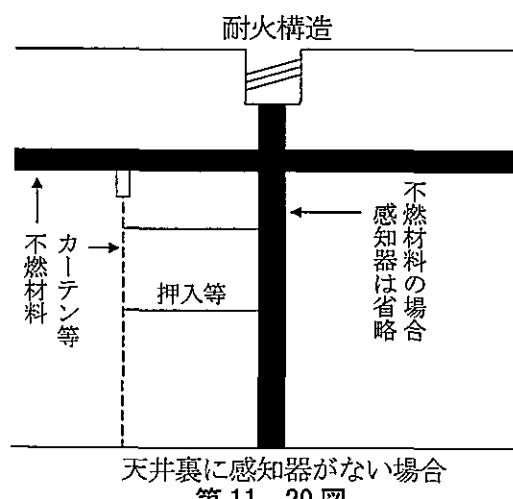
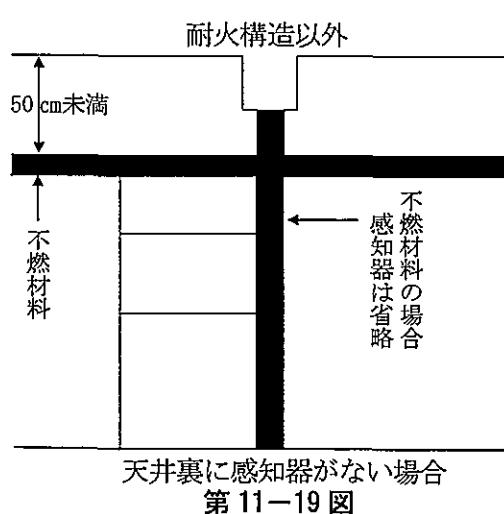
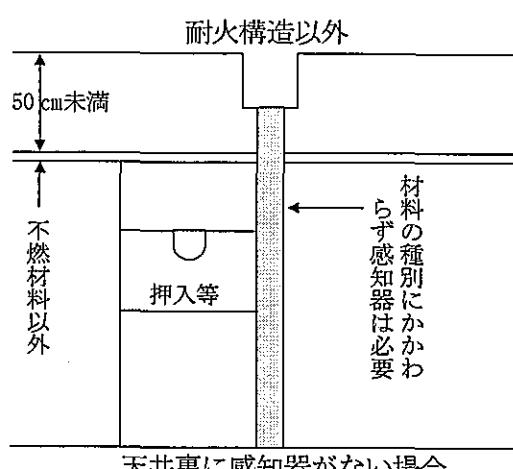
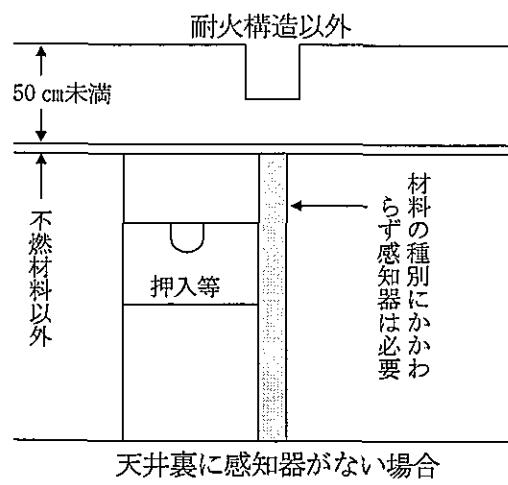
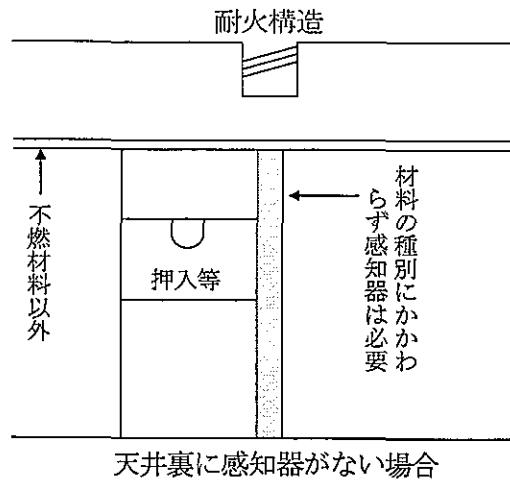


第11-11図

へ 押入又は 3.3 m^2 以下の物置（以下「押入等」という。）の感知区域については、次によること。

- (イ) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。
- (ロ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に 1 個以上設けること。ただし、当該押入等から出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない。（第 11-12 図から第 11-19 図参照）
- (ハ) 物入れにカーテンを設けた場合（第 11-20 図、第 11-21 図参照）





注1 壁の構造は、隣室との境界となる側壁も含むものであること。

注2 小屋裏（天井裏）の高さについては、天井と上階床面間の距離とすること。（断熱材の厚さを除く。）

ト 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

チ スポット型の感知器は、一の感知区域で極端に偏在しないように設けること。ただし、天井高さ4m未満の水平面に取付ける場合で、取付け面のどの部分からも第11-7表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第11-7表

建築物構造物	感知器種別		差動式スポット型 補償式スポット型			定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種	2種		
耐 火	9m	8m	8m	7m	4m		
非 耐 火	6m	6m	6m	5m	4m		

(3) 感知器の設置を要しない場所

省令第23条第4項第1号イからハまでの規定によるほか、次によること。

イ 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所

ロ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所

ハ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。ただし、次の場所は除く。

(イ) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電気用品安全法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合

(ロ) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス壊り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電気用品安全法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合

(ハ) 浴室内に機械浴槽又は介護浴槽等を設置した場合で、当該機器が電気用品安全法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合

(ニ) 浴室内にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが不燃材料又は準不燃材料以外の場合

(ホ) 浴室に乾燥設備を設けた場合

(ヘ) ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合

ニ 主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所

ホ 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合

ヘ 主要構造部を準耐火構造とした建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分（電気配線等の敷設がなく、出火のおそれのないデッドスペース等に限る。）

ト 天井と上階の床との間が 50 cm 以上であっても、ダクト、梁、配管等が入り込んで保守管理が困難な場所

チ エレベーター等の昇降路、パイプシャフト等で、水平投影面積が 1 m² 未満のもの

リ 耐火構造の壁で造られ、各階又は 2 の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

(イ) 電気シャフト（水平投影面積 1 m² 以上で高圧機器がある場合に限る。）

なお、高圧機器とは直流 750 V、交流 600 V を超えるものをいう。（配線・ケーブルが電気シャフトを貫通して接続部分がないものを除く。）

(ロ) 可燃性物品等の集積により出火危険がある部分

(ハ) 水平区画に部分的な開口部があるもの（部分的な開口部の水平断面積の合計が 1 m² 未満のものも含む。）

ヌ プールの上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分

ル 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれがあると著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）

(イ) 净水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分

(ロ) サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分

(ハ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

ヲ 押入、物入れ、ショーウィンドー等で水平投影面積が 1 m² 未満のもの（区画内で電気機器（照明器具及び電熱器をいう。）又は火気を使用する場所は除く。）

ワ 間口 2 m 未満、奥行 1 m 未満で、かつ、立ち上がり 1 m 未満の床の間

カ 外気に面して常時開放された上屋等（プラットホーム・車庫・倉庫・ピロティ等）で、外気に面するそれぞれの部分から 5 m 未満の部分。ただし、上屋等の高さ、はり、たれ壁等の形態から判断して、火災の発生を有効に感知することができる部分を除くものとする。

ヨ つくりつけ収納（内部に入りて作業できる収納（ウォークインクローゼット等）を除く。）

なお、収納内部に分電盤がある場合にも感知器の設置を要しない。

タ 床面積 1 m² 未満のスロッップシンク室

レ 可燃物の存置等ないエアシャワー室（クリーンルーム）

ソ 空調設備等が常時作動し発生する気流により、火災の発生を有効に感知することができないチャンバー室等

(4) 機器

イ 検定品であること。

ロ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものと設けること。

(5) 設置方法

イ 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

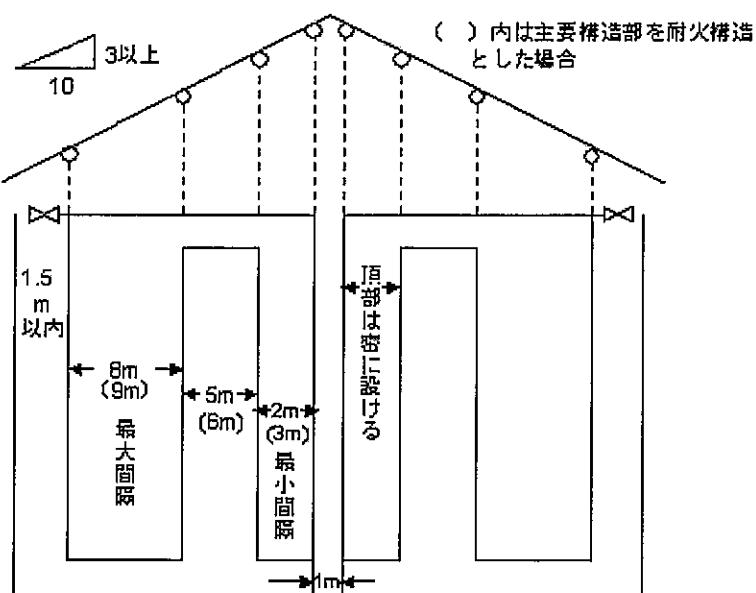
機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面の高い場所等）に設けるものにあっては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

ロ 差動式分布型（空気管式）感知器

(イ) 空気管を敷設する場合で、メッセンジャーワイヤーを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

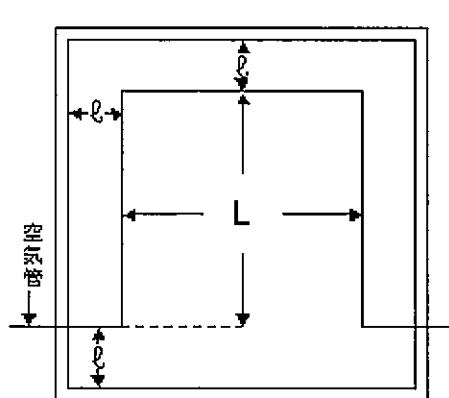
(ロ) $3/10$ 以上の傾斜をもつ天井に敷設する場合、その頂上部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあっては 2 m （主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 3 m ）、下方にあっては 8 m （主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 9 m ）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は 5 m （主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 6 m ）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に敷設するときの間隔（一辺省略の例）である。（第 11-22 図参照）

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。



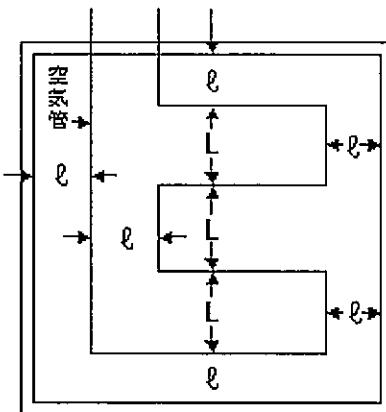
第 11-22 図

(ハ) 相対する感熱部の相互間隔は、 6 m （主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 9 m ）以下とすること。ただし、第 11-23 図から第 11-27 図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。



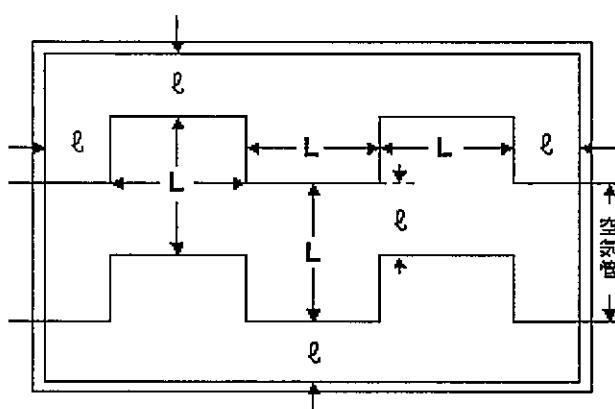
$d = 1.5m$ 以下
 $L = 6m$ 以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m以下)

第11-23図 一辺省略の例



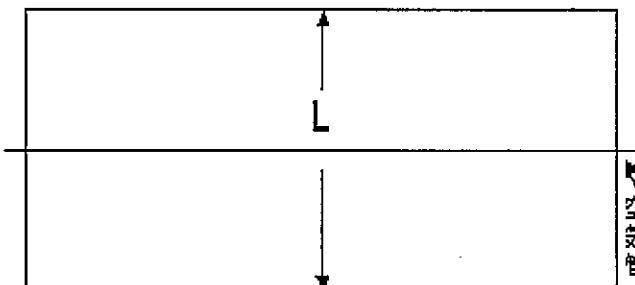
$d = 1.5m$ 以下
 $L = 6m$ 以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては6m以下)

第11-24図 一辺省略の例



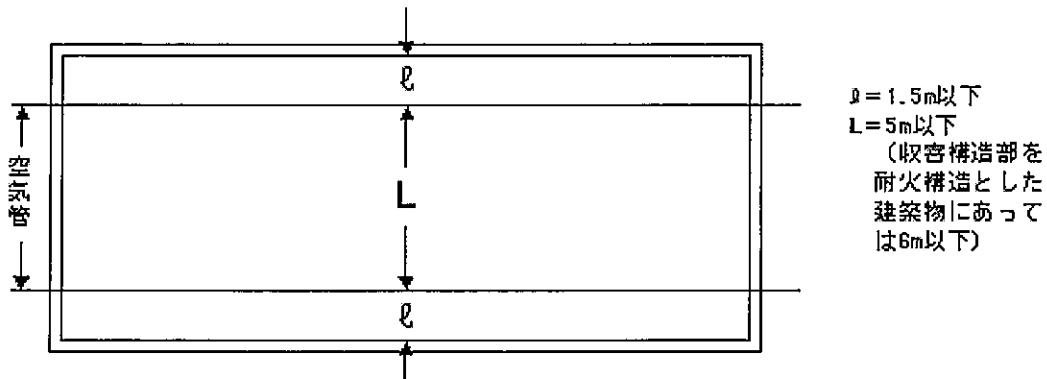
$d = 1.5m$ 以下
 $L = 6m$ 以下 (収容構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m以下)

第11-25図 一辺省略の例



$L = 2m$ 以下 (収容構造部を耐火構造とした建築物にあっては3m以下)

第11-26図 二辺省略の例

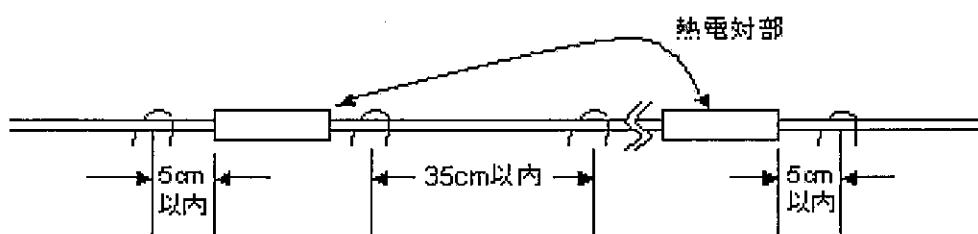


第 11-27 図 二辺省略の例

- (ニ) 空気管の露出部分は、小部屋で空気管の露出長が 20mに満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。
- (ホ) 深さ 0.3m以上 0.6m未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合で、はり間隔 2 m以下の区画にあっては、区画ごとに長辺に平行して 1本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔 1.5m以下の区画にあっては 1 区画おきに設けること。◆
- (ヘ) 天井面が 0.6m以上段違いとなっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行きが 3 m以上の場合は、別の感知区域とすること。
- (ト) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、この相互間隔を 1.5m以内とすること。
- (チ) 一の検出部に接続する空気管の長さは 100m以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。
- (リ) 空気管は、ステープル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- (ヌ) 壁体の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (ル) 空気管は、途中で分岐しないこと。
- (ヲ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ハ 差動式分布型(熱電対式)感知器

- (イ) 热電対部の前後間隔と相互間隔の比率は 1 : 4.5 以内とすること。
- (ロ) 热電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ハ) 热電対部の個数は、一の感知区域ごとに 4 個以上とすること。
- (ニ) 接続電線は、ステープル等により確実に止められていること。この場合、热電対部にはステープル等がかからないようにすること。(第 11-28 図参照)



第 11-28 図

- (ホ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- ニ 差動式分布型(熱半導体式)感知器
- (イ) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第 11-8 表で定める基準により設けること。

第 11-8 表

取付け面の高さ	感知器種別	感知器の種別	
		1種	2種
8 m 未満	耐火建築物	65 m ²	36 m ²
	その他の建築物	40 m ²	23 m ²
8 m以上 15m未満	耐火建築物	50 m ²	36 m ²
	その他の建築物	30 m ²	23 m ²

(ロ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

ホ 定温式スポット型感知器

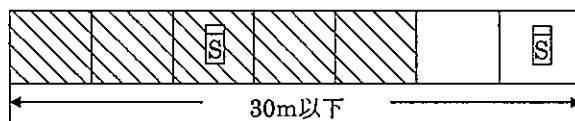
防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式 2 種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式 2 種の感知器を設けることができるものであること。

ヘ 定温式感知線型感知器

- (イ) 感知線の全長は、受信機の機能に支障のない長さ以下とすること。
- (ロ) 1 室に 1 個以上の端子板を設けること。
- (ハ) 感知線は、ステープル等により確実に止められていること。

ト 煙感知器(スポット型)

- (イ) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が 30m 以下(3 種にあっては、20m 以下)とすること。この場合において、歩行距離が 30m につき垂直距離がおおむね 5m 以下となるような勾配の傾斜路は、通路に準じて設けること。
なお、地階、無窓階及び 11 階以上の廊下、通路に 1m 以上の突き出したはり等がある場合は、第 11-29 図の例により設けること。



隣接する両側の 2 感知区域まで
を限度として煙感知器の有効範
囲内(斜線部分)とする。

第 11-29 図

- (ロ) 風速が 5 m 毎秒以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。◆
- (ハ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離 15m につき 1 個以上設けること。
- (ニ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所(水平断面積 1 m² 以上のものに限る。)は、最上部に 2 種以上の感度の感知器を 1 個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画され

ていない場合は、当該機械室に設けることができる。

- (ホ) 階段に接続していない10m以下の廊下、通路等又は階段に至る歩行距離が10m以下の廊下、通路等には、感知器を設けないことができる。
- (ヘ) パイプシャフト、その他これらに類する場所が2の階以下で完全に水平区画されてい る場合は、熱感知器とすることができる。
- (ト) 低い天井の居室(天井高が2.3m以下)又は狭い居室(おおむね40m²未満)に設ける場合は、出入口付近に設けること。
- (チ) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、遠隔監視機能又は自動試験機能を有する感知器を設置すること。◆

チ 煙感知器(光電式分離型)

- (イ) 外光等の影響を受けないように設けること。
- (ロ) 光軸が外れないように措置すること。
- (ハ) 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有效地に火災を感知できるよう措置すること。◆
- (ニ) 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持・管理、点検のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平離隔距離を1m以内とすること。
- (ホ) 非火災報防止のため、設置場所の高さ、環境、感知器種別等を考慮して設置すること。◆
- (ヘ) 設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること。◆

リ 多信号感知器

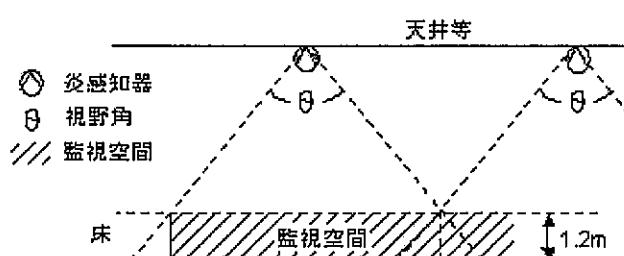
多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付け面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。

ヌ 炎感知器

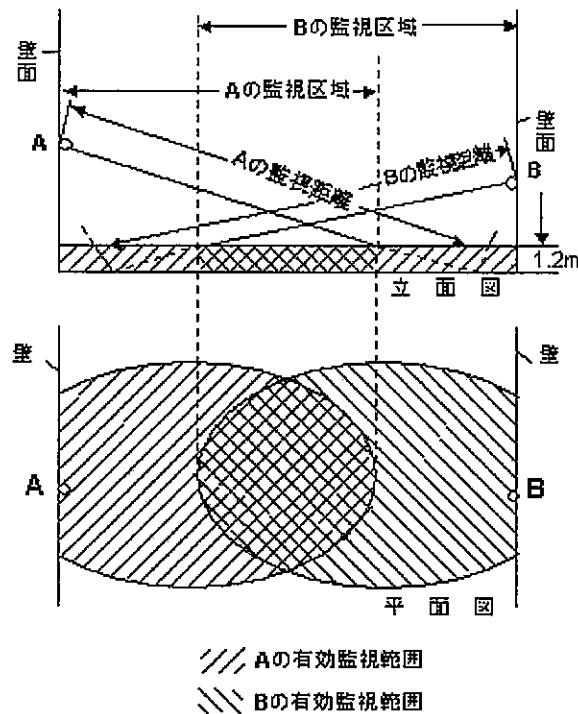
(イ) 設置要領

省令第23条第4項第7号の4の規定に定めるほか、次により設置すること。

- a 室内に設けるものにあっては屋内型を、屋外に設けるものにあっては屋外型を設置すること。ただし、軒下、上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。
- b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間(以下「監視空間」という。)の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。(第11-30図、第11-31図参照)



第11-30図

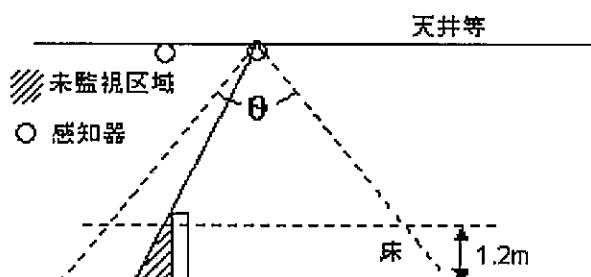


注1 監視距離とは、監視空間の各部分から感知器までの距離をいう。

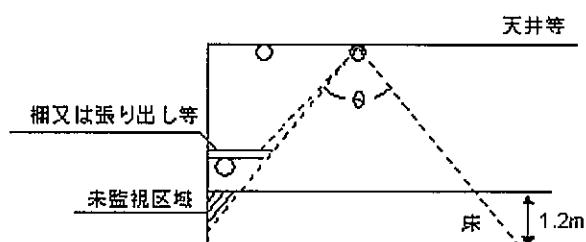
注2 監視範囲とは、1の感知器が監視することができる範囲をいう。

第 11-31 図

- c 監視空間内に 1.2m を超える障害物等がある場合及び 1.2m を超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること。(第 11-32 図、第 11-33 図参照)

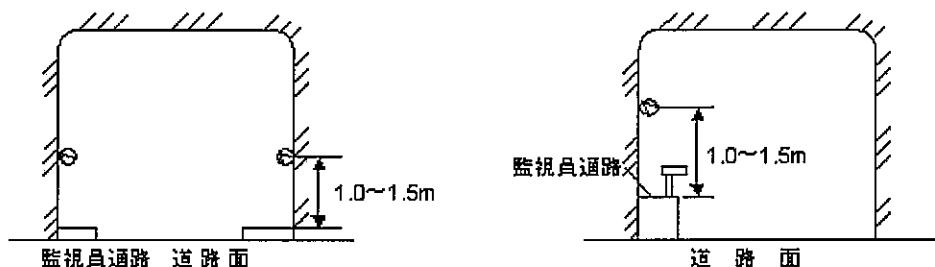


第 11-32 図



第 11-33 図

- d ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね1/2以上となるように設置すること。◆
- (ロ) 道路の用に供する部分に設ける場合は、次によること。
- 道路型を設けること。
 - 道路面(監視員通路が設けられている場合は、当該通路面)から高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けること。(第11-34図参照)



第11-34図

- (ハ) 省令第23条第4項第1号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。◆
- 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器
 - ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所
 - 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所
 - 火花を発生する機器等が設置されている場所
 - 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所
- (二) 省令第23条第5項第5号の規定に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有效地に感知できない場合は、政令第32条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。
- (ホ) 障害物等により炎感知器で火災を有效地に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が、省令第23条第4項第1号ロに掲げる部分の場合、感知器の設置を省略することができる。

ル アナログ式感知器

前ト及び前チによるほか、次によること。

- (イ) 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取り扱うものであること。
- (ロ) イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

4 中継器

中継器の設置は、次によること。

(1) 常用電源

イ 交流電源

(イ) 受信機から電源の供給を受ける中継器

2.(1).イ.(イ)から(ハ)を準用すること。

(ロ) 受信機から電源の供給を受けない中継器

2.(1).イを準用するほか、次によること。

a 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

b 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

ロ 蓄電池設備

2.(1).ロを準用すること。

(2) 非常電源

2.(2)を準用すること。

(3) 設置場所

イ アドレスを付加するために、感知器上部に取り付けられるものを除き、天井、壁及び床が不燃材料又は準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設けられていること。ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

ロ 裸火等を用いる火気使用設備から 5 m以内の位置に設けないこと。ただし、熱による影響がなく維持管理ができる場合は、これによらないことができる。◆

ハ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所には設けないこと。

(4) 機器

検定品であること。

(5) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

5 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機、蓄積式中継器、蓄積型感知器

イ 蓄積時間

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

(イ) 蓄積型感知器を接続する場合にあっては、感知器の公称蓄積時間と中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間（接続される感知器の種類によって中継器等の蓄積時間が異なるものにあっては、その合計が最大となる蓄積時間をいう。以下同じ。）の合計が 60 秒を超えないこと。

(ロ) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計が 20 秒を超えないこと。

ロ 適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

ハ 蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

ニ 蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等の措置を講じること。

(2) 蓄積付加装置 ◆

イ 蓄積時間

前(1).イに準じたものであること。

ロ 適応性

蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

ハ 蓄積機能の解除

前(1).ハ準じたものであること。

ニ 設置場所

前(1).ニ準じたものであること。

ホ 蓄積中の表示

蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うこと。

6 発信機

発信機は、省令第 24 条第 8 号の 2 の規定によるほか、次によること。

(1) 設置位置 ◆

廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

(2) 設置方法

イ 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、適当な防護措置（防食、防爆、防水等）を施すこと。

（イ）腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

（ロ）可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

（ハ）開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）

ロ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3) 機器

イ 検定品であること。

ロ 消火設備、その他の警報設備等と共に用する場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

ハ 受信機に適応するものを設けること。

(4) 表示灯

表示灯は、常時点灯していること。

(5) いたずら等防止カバー

次に掲げる要件を全て満たす場合、政令第 32 条の規定を適用し、発信機にいたずら等防止カバーを設置することができる。

イ 透明であること。

- ロ 使用者が制限されない構造（施錠等の不可）であること。
- ハ 使用方法が簡易、かつ、片手で使用可能であること。
- ニ 表示灯を直接視認できる位置に設けていること。
- ホ カバーの直近、かつ、自動火災報知設備の使用及び視認に障害とならない位置に、当該カバーの使用方法を明記していること。

7 地区音響装置

ベル・ブザー等の音響による警報を発する地区音響装置は、次により設置すること。

なお、省令第 25 条の 2 の規定に基づき放送設備を設置し、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させる場合は、地区音響装置を省略することができる。この場合の鳴動方法は、
第 15 非常警報設備：1.(3)によること。

(1) 設置位置

- イ 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。
- ロ 外傷を受けるおそれがある場所には設けないこと。

(2) 設置方法

- イ ベル等の鳴動により、設備に振動を与えないよう設けること。
- ロ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設けること。◆
- ハ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で 65dB(居室にあっては 60dB)以上の音圧が確保できるよう配意すること。◆

なお、事前に関係者の資料により騒音が把握できる場所にあっては、その騒音より概ね 6 dB 以上の音圧を確保するよう配意すること。

ニ ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室等

遊興のための設備又は物品を提供するサービスの用に供する個室その他これに類する施設（以下「個室等」という。）においては、自動火災報知設備又は非常警報設備の作動と連動して遊興のための設備等を停止させる装置（電源カットリレー又は消音装置）の設置等により、警報音が有効に聞き取れるように措置すること。ただし、ヘッドホンカットリレーの設置により、自動火災報知設備又は非常警報設備の警報音が確実に聞き取れるよう有効に措置した場合はこの限りではない。

ホ ヘッドホン等を用いないカラオケ店舗内の個室等

各個室等に地区ベルが設置されていない施設にあっては、自動火災報知設備又は非常警報設備の作動と連動して個室等に設けられる遊興のための設備等を停止させる装置（電源カットリレー又は消音機能）の設置等により、警報音が有効に聞き取れるように措置すること。

(3) 機 器

- イ 「地区音響装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 9 号）に適合すること。
- ロ 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。
- ハ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等の適当な防護措置を施したものと設けること。

(4) 鳴動方法

地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き原則として全館一斉鳴動とすること。

イ 省令第 24 条第 5 号ハに規定する防火対象物にあっては、次によること。

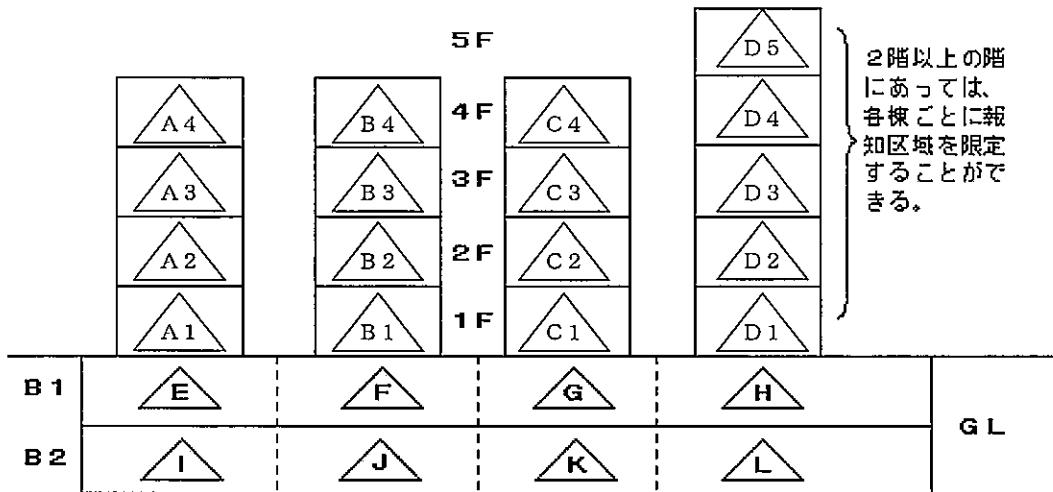
（イ） 第 1 報の感知器が作動した場合は、第 11-9 表に示す鳴動方式（以下「区分鳴動」という。）とすること。

第11-9表

n F					
3 F	○				
2 F	◆	○			
1 F		◆	○	◆	◆
日1F		○	◆	○	○
日2F		○	○	◆	○
日3F		○	○	○	◆

(注) ◆印は出火階を示す
○印は同時鳴動階
△印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるように指導すること。
◆

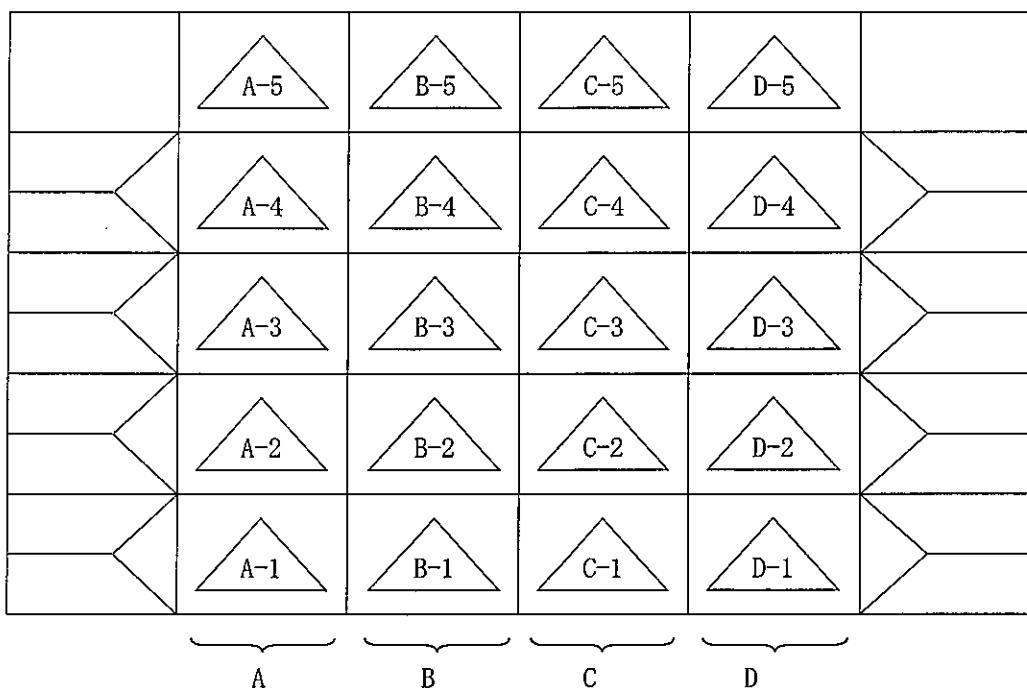
- (ロ) 新たな火災信号として次の信号を受信した場合には、全館一斉鳴動に切り替わるものであること。
- a 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号
 - b アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号
 - c 発信機からの信号
- (ハ) 第1報の感知器が作動し、前(イ)の方式による警報が鳴動してから、原則として4分経過した場合、前(ロ)の新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。
- なお、区分鳴動から全館鳴動への移行時間が4分では防火管理上支障がある場合は、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、10分以内の時間で設定することができる。
- ロ 大規模な建築物の報知区域は、次によくことができる。この場合の地区音響装置の鳴動は、第1報の感知器が作動した報知区域と隣接する他の報知区域を区分鳴動により鳴動できるものであること。(第11-35図参照)
- なお、第1報の感知器が作動してから、一定時間(原則として10分以内)が経過した場合又は新たに火災信号を受信した場合は、自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。
- (イ) 一の防火対象物が地階、人工地盤等で接続された建築物群にあっては、各棟の管理区分ごとで、かつ、防火区画等の部分ごとに一報知区域とすることができます。
- (ロ) 一の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに一報知区域とすることができる。この場合、一報知区域の面積は、努めて1,200m²以上とすること。
- なお、地階部分の報知区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。



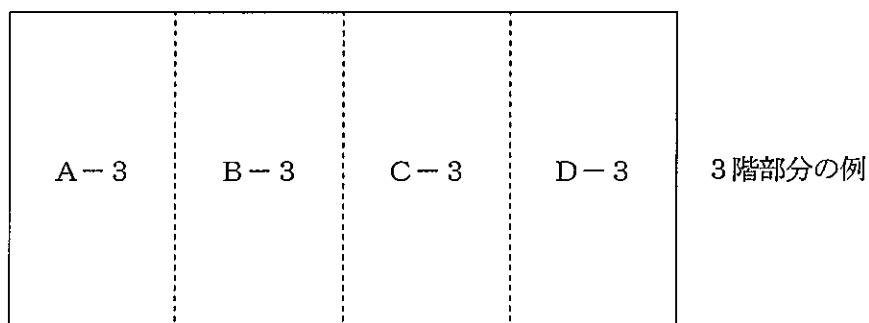
(注) △は報知区域番号を示す。

出火階	同一鳴動区域
A1	A1、A2、E、I
B1	B1、B2、F、J
C1	C1、C2、G、K
D1	D1、D2、H、L
E又はI	A1、E、F、I、J
F又はJ	B1、E、F、G、I、J、K
G又はK	C1、F、G、H、J、K、L
H又はL	D1、G、H、K、L

B 地上階の部分



(注) △は報知区域番号を示す。



出火階	同一鳴動区域
A - 3	A - 3、A - 4、B - 3、B - 4
B - 3	A - 3、A - 4、B - 3、B - 4、C - 3、C - 4
C - 3	B - 3、B - 4、C - 3、C - 4、D - 3、D - 4
D - 3	C - 3、C - 4、D - 3、D - 4

※ 防火対象物の形態、管理区分等により、複数階の鳴動区域に設定することができる。

第 11-35 図 大規模な建築物の鳴動区域の設定例

8 付属品

省令第24条の2第1号により警戒区域一覧図及び表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)及びシステムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)を受信機の付近に備えるほか、予備電球、予備ヒューズ、取扱説明書、受信機回路図、予備品交換に必要な特殊な工具を備えること。◆

9 配線及び工事方法

(1) 電線

使用する電線(耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。)は、この工事の種別に応じ、第11-10表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有すること。

第11-10表

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線	JIS C 3306 ビニルコード JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV) JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV) JIS C 3605 600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EE(EEF)/F) 600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V CE(CEF)/F) JIS C 3612 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F) JCS 3417 600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM IC/F)	断面積 0.75 mm ² 以上 導体直径 1.0 mm 以上
屋側又は屋外配線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV) JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV) JIS C 3605 600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EE(EEF)/F) 600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V CE(CEF)/F) JIS C 3612 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE-F) JCS 3417 600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM IC/F)	導体直径 1.0 mm 以上 導体直径 1.0 mm 以上

架空配線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)	導体直径 2.0 mm 以上の硬銅線 ※
	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)	導体直径 2.0 mm 以上
	JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C 3605 600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(600V EE(EEF)/F)	導体直径 1.0 mm 以上
	600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(600V CE(CEF)/F)	導体直径 1.0 mm 以上
地中配線	JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)	導体直径 1.0 mm 以上
	JIS C 3605 600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(600V EE(EEF)/F)	導体直径 1.0 mm 以上
	600V架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(600V CE(CEF)/F)	導体直径 1.0 mm 以上
使用電圧 60V 以下の配線※※	JCS 4396 警報用ポリエチレン絶縁ケーブル(一般用)(AE、EM-AE)、(屋内専用)(AEオクナイ、EM-AEオクナイ)	導体直径 0.5 mm 以上
	JCS 4504 警報用フラットケーブル(AFC)	導体直径 0.5 mm 以上

備考 ※は、径間が 10m 以下の場合は、導体直径 2.0 mm 以上の軟銅線とすることができます。

※※は、使用電圧 60V 以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる JCS 4396 以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JIS : 日本産業規格、JCS : 日本電線工業会規格

(2) 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

イ 防護措置 ◆

落雷等による過電流、短絡または断線及びその他の事故に対する措置として、配線に次の防護措置を施すこと。

(イ) アナログ式感知器の配線は、吹抜けとなる部分、階段室等を除く階ごと、かつ、おおむね 3,000 m² 以下ごとに断路器を設け、短絡や断線が発生した場合でも設備全体に波及しないようにすること。

(ロ) 感知器配線は、努めて次のイの屋内配線の例により設けること。

ロ 屋内配線

屋内配線工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

(イ) 金属管工事

a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。

- b 金属管は JIS C 8305 (鋼製電線管) に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあっては、1.2 mm以上、その他にあっては、1 mm以上であること。ただし、継手のない長さ4 m以下の電線管を乾燥した露出場所に敷設する場合は、0.5 mm以上とすることができる。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の6倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所のたわみ角度は90度以下とすること。
- f 屈曲部(直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。)が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが30 cm以上の場合は、電線の接続が容易に行えるような場所に、プルボックス又はジョイントボックスを設けること。なお、ボックス内には、水が浸入しないように措置を講ずること。
- g 管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分に行うこと。
- h メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分に絶縁させること。

(ロ) 合成樹脂管工事

- a 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 合成樹脂管は、JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- c 合成樹脂管相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さを管の外径の1.2倍(接着剤を使用する場合は0.8倍)以上とし、堅ろうに行うこと。
- d 管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管のボックスの接続点又は管相互の接続点の支持間の距離は、0.3m以下とすること。
- e 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講ずること。
- f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃をうけるおそれのある場所等にあっては、適当な防護措置を講ずること。
- g 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。
- h その他、(イ)の金属管工事に準じて行うこと。

(ハ) ケーブル工事

- a ケーブルを造営材の面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2 m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないよう取り付けること。
- b ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないよう設けること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃をうけるおそれのある場所等にあっては、適当な防護措置を講ずること。
- d 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。

(二) 金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に確認できる場合は、この限りでない。
- b 金属ダクトに収める電線の断面積(絶縁被覆を含む。)の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。
- c 金属ダクト内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
- e 金属ダクトは、幅が5 cmを超え、かつ、厚さ1.2 mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。

- f 金属ダクトの支持点間の距離は、3m以下とすること。
- g 金属ダクトには、鋸止め等の防食措置を講ずること。
- (ホ) 可とう電線管工事
 - a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
 - b 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
 - c 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所は、適当な防護措置を講じること。
 - d 可とう電線管相互の接続は、カッピングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。
 - e 可とう電線管の支持点間の距離は、1m以下とし、サドルなどで支持すること。

ハ 地中配線

- (イ) 地中配線工事は、次により管路引入れ式、暗きよ式又は直接埋設式によること。
- (ロ) 管路引入れ式、暗きよ式及び直接埋設式共通事項
 - a 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。
 - b 地中箱の底部には水抜きを設けること。
 - c 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合はこの限りでない。
- (ハ) 直接埋設式による場合の埋設探さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあっては、1.2m以上、その他の場所にあっては0.6m以上とすること。

ニ 架空配線

- (イ) 支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。
- (ロ) 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の1/6とし、かつ、埋設深さは、0.3m以上とすること。
- (ハ) 支線及び支柱
 - a 支線は、その素線の直径が3.2mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上のより合せしたものを使用すること。
 - b 支線と支持物は、堅固に取付けること。
- (二) 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電線等が接近又は交さする場合は、次によること。（第11-11表参照）

第11-11表

架空電線別 他の架空電線別		電 線 別	離 隔 距 離
低 圧 架 空 電 線	低圧絶縁電線又は ケーブル	裸 線 600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	0.6m 以上 ※0.3m 以上
	高压絶縁電線又は ケーブル	裸 線 600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.3m 以上 ※0.15m以上
低 空 圧 電 架 線	裸 線	裸 線	(垂直距離) 6 m 以上
		裸 線	※1 m 以上
高 圧 架 空 電 線	高压架空電線	裸 線	0.8m 以上
	高压ケーブル	裸 線	6 m 以上
	裸 線	裸 線 (垂直距離)	6 m 以上
		裸 線	※1.2m 以上
		裸 線 (水平距離)	1.2m 以上

※印は、誘導障害がない場合にのみ。

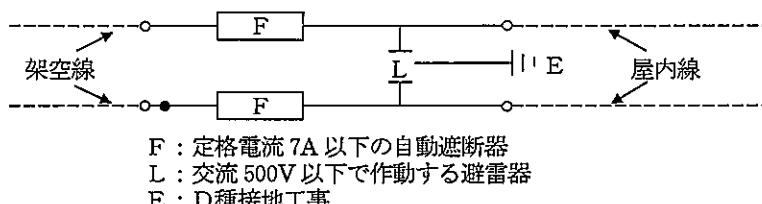
- a 架空電線と他の架空線路の支持物と距離は、低圧架空線路にあっては、0.3m以上、高压架空線路にあっては、0.6m以上(電線がケーブルの場合は、0.3m以上)であること。
- b 架空電線と建築物等との距離は、0.3m以上であること。
- c 架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上止むを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高压架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。
- d 架空電線の低圧架空線又は高压架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線の上方に設ける場合にあっては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上すること。
- e 架空電線の高さは、次によること。
 - (a) 道路を横断する場合は、地表上6m以上とすること。
 - (b) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。
 - (c) 前(a)及び前(b)以外の場合は、地表上5m以上とすること。ただし、道路以外の箇所に設ける場合は、地表上4m以上とことができる。
- f 架空電線と低圧架空線又は高压架空線と共に架する場合は、次に適合すること。
 - (a) 架空電線は、低圧架空線又は高压架空線の下に設けること。
 - (b) 架空電線と、他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあっては、0.7m以上、高压架空線にあっては、1.5m以上とすること。
 - (c) 架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。
- g その他架空電線については、次によること。
 - (a) ちよう架用線は、亜鉛メッキ鋼線(より線に限る。)とし、その太さは、第11-12表によること。

第11-12表

ケーブルの種類	ちよう架用線の太さ (mm ²)
ケーブル 0.65 mm 10PC 以下	断面積 22
ケーブル 0.65 mm 20PC 以下	断面積 30
ケーブル 0.65 mm 50PC 以下	断面積 45
ケーブル 0.65 mm 100PC 以下	断面積 55

注 PC：線の対数

- (b) 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷絶縁劣化等を生じないように設けること。
- (c) 架空電線の引込み口及び引出し口には、がい管又は電線管を用いること。
- (d) 架空電線の架空部分の長さの合計が 50m を超える場合は、第11-36図に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空配線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が接地された架空ケーブル若しくは地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



第11-36図

ホ 屋外配線

- (イ) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取り付ける場合、その支持点間の距離は、2 m 以下とすること。
- (ロ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

ヘ 接地

- (イ) 接地線は、導体直径 1.6m 以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- (ロ) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

10 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

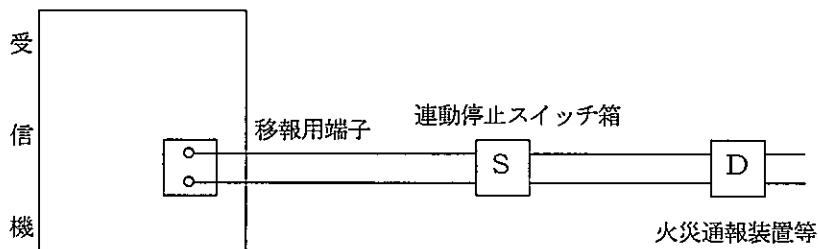
火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、次によること。

- (1) 移報用装置、無線移報用装置及び連動停止スイッチ箱（以下「移報用装置等」という。）は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。◆
- (2) 移報用装置等を接続することにより、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。
- (3) 移報用装置等の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものは、火災通報装置又は電池か

ら供給することができる。

- (4) 移報用装置等の電源を受信機又は火災通報装置から供給する場合は、停電時、自動火災報知設備又は火災通報装置の作動に支障のない容量を有していること。
- (5) 移報用装置等を接続する配線は、第 11-10 表に示す屋内配線に準じたものであること。◆
- (6) 受信機に移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認した上で接続すること。
- (7) 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。◆
- (8) 受信機と移報用端子等の接続方法等は、次のいずれかによること。(第 11-37 図から第 11-41 図参照)

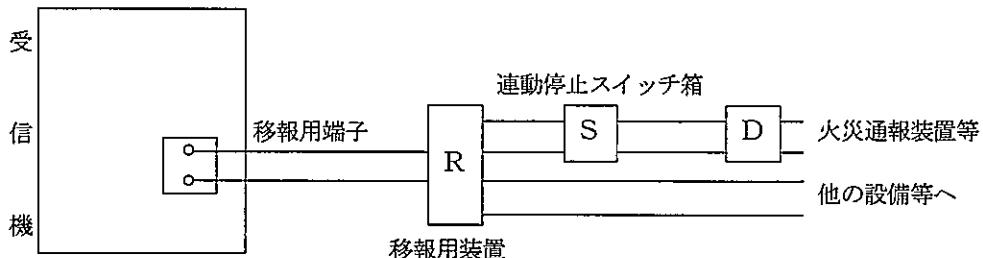
イ 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合



注 1 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨表示すること。

第 11-37 図

ロ 受信機に移報用端子が設けられていて、既に他の設備等に使用されている場合

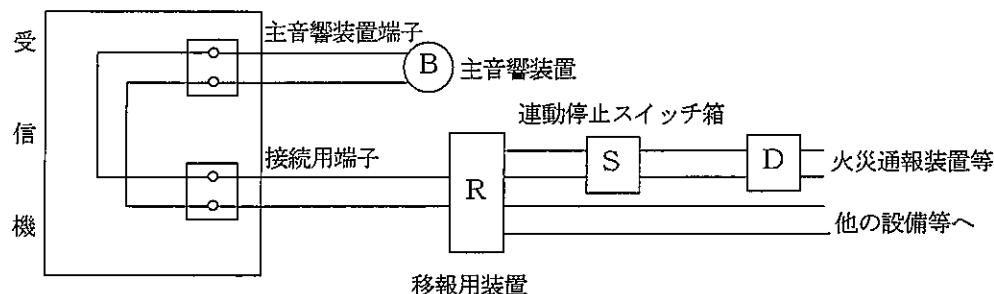


注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子に既に接続されていた設備等を接続替えすること。

注 2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第 11-38 図

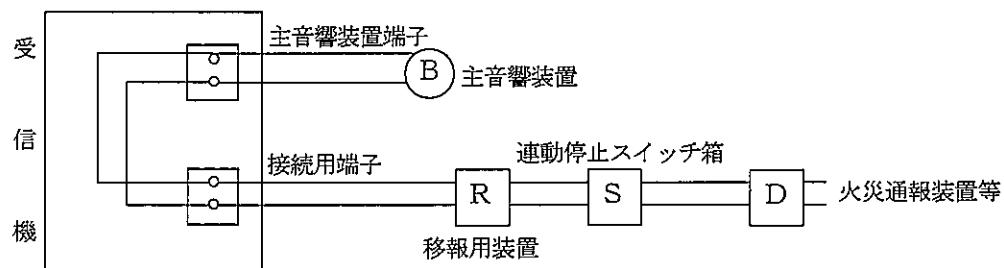
- ハ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、既に他の設備等に使用されている場合



- 注1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子に既に接続されていた設備等を接続替えすること。
- 注2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
- 注3 主音響装置停止スイッチには、「移報運動用」である旨の表示をすること。
- 注4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第 11-39 図

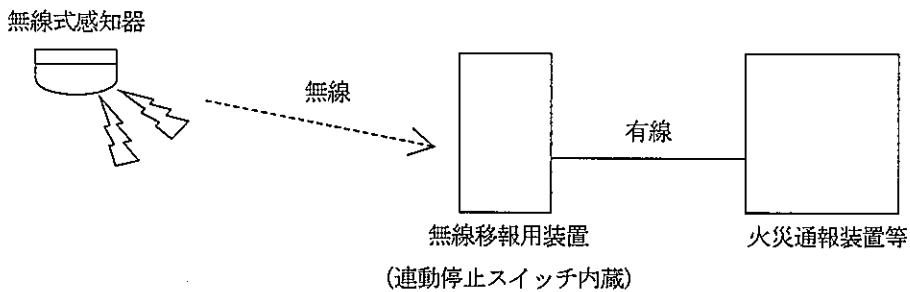
ニ 受信機に接続用端子が設けられていない場合



- 注1 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
- 注2 主音響装置停止スイッチには、「移報運動用」である旨の表示をすること。
- 注3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第 11-40 図

ホ 受信機を設けない特定小規模施設用自動火災報知設備と連動する場合



注 1 連動停止スイッチが内蔵されていない無線移報用装置については、連動停止スイッチ箱を別に設けること。

注 2 無線移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第 11-41 図

11 特定小規模施設用自動火災報知設備

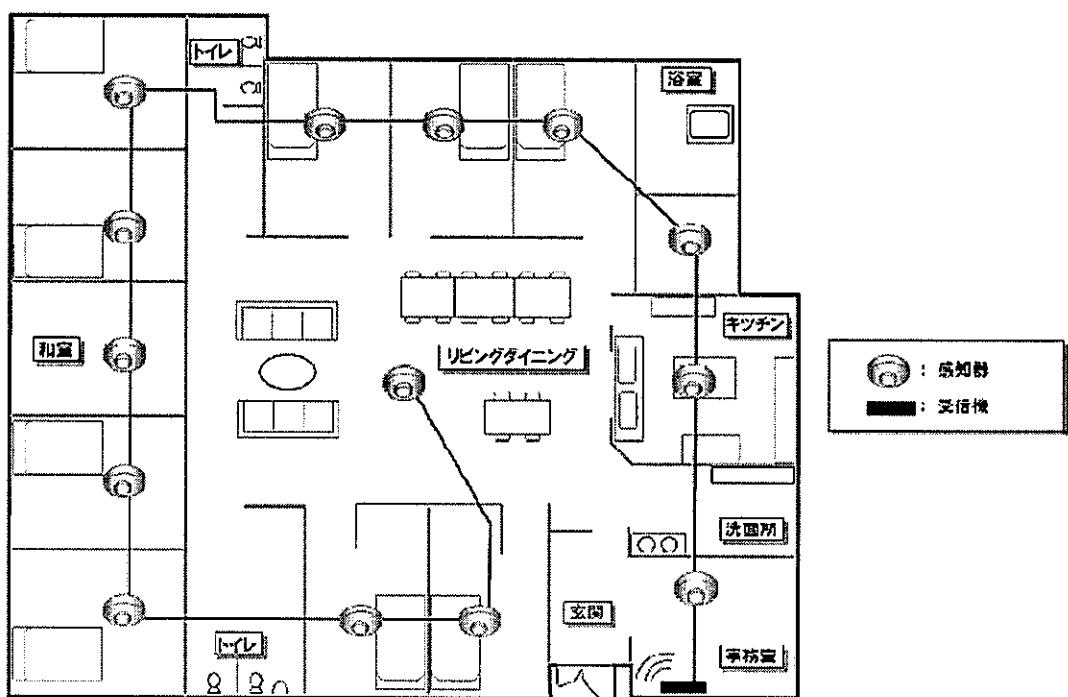
(1) 用語の定義

特定小規模施設用自動火災報知設備に関する用語の意義は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 20 年総務省令第 156 号 以下「特定小規模施設省令」という。) 第 2 条によるほか、前 1 による。

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例

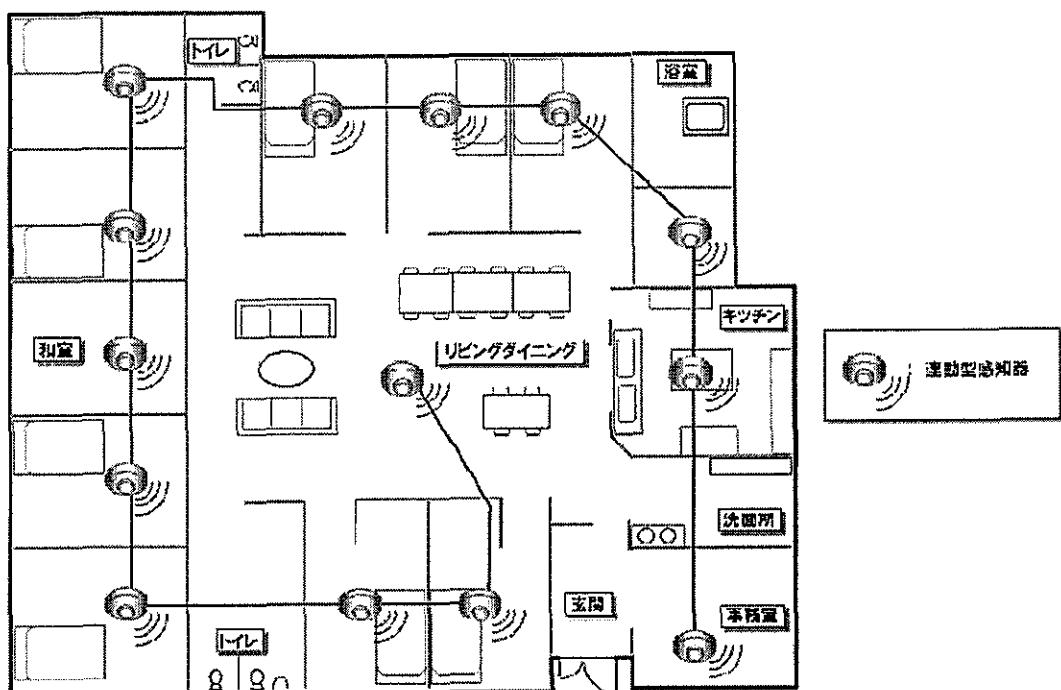
特定小規模施設用自動火災報知設備の構成は、次のようなものが想定される。

イ P 型 2 級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を設けたもの(第 11-42 図参照)



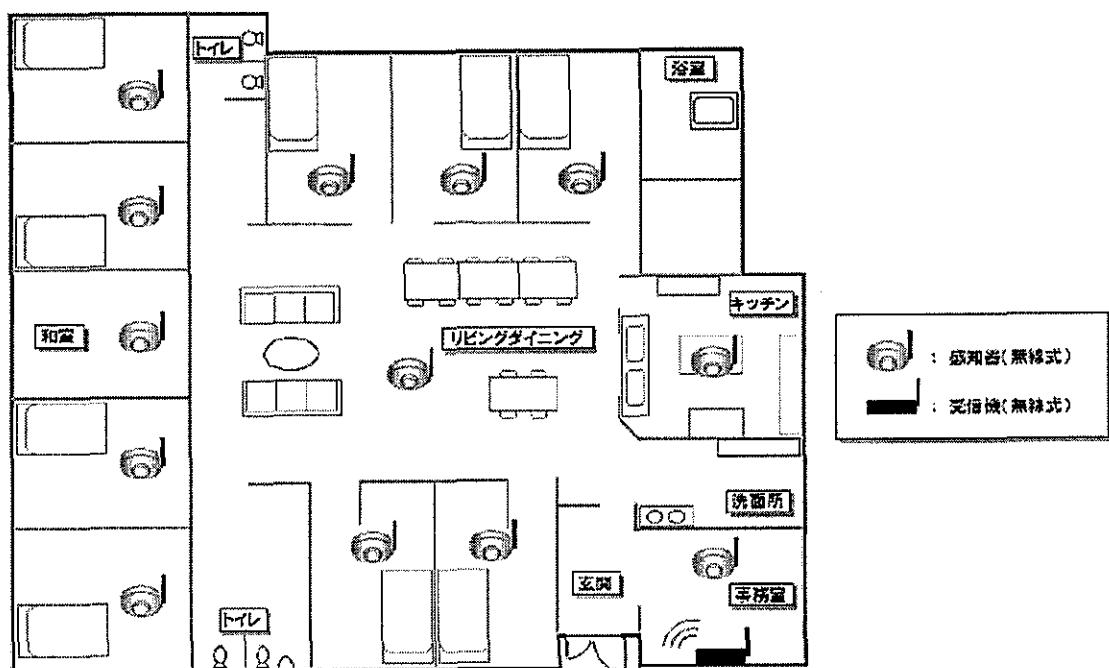
第 11-42 図

ロ 連動型感知器によるもの（第 11-43 図参照）



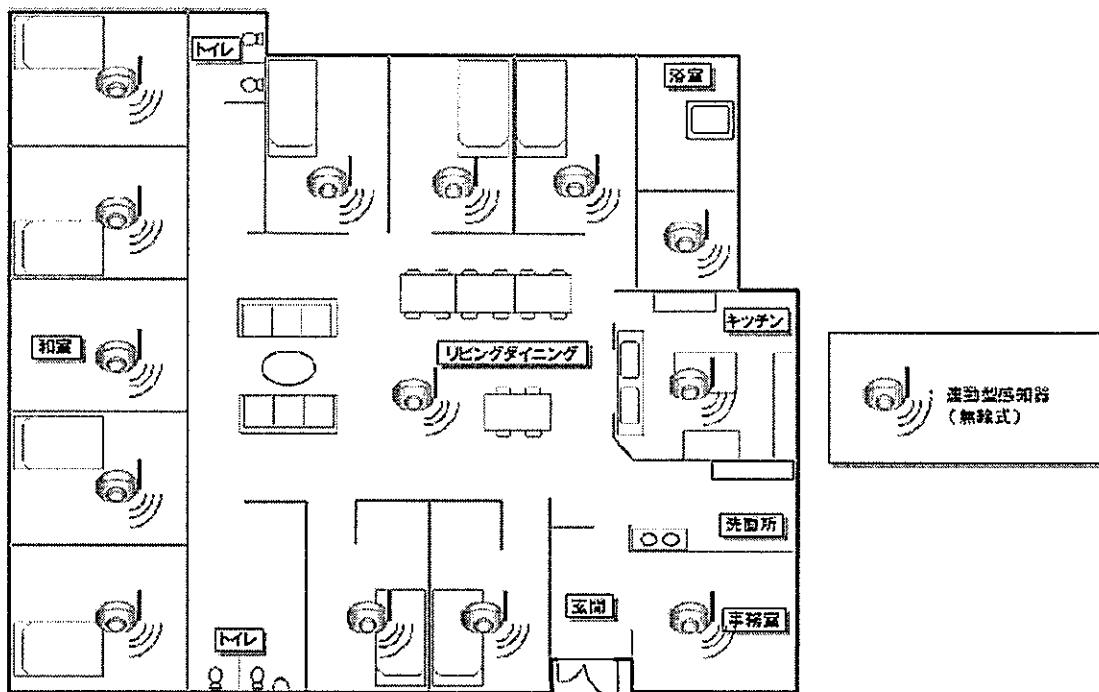
第 11-43 図

ハ 無線式の感知器及び受信機によるもの（第 11-44 図参照）



第 11-44 図

二 無線式の運動型感知器によるもの（第 11-45 図参照）



第 11-45 図

(3) 警戒区域

警戒区域は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 1 号によるほか、前 2.(5)を準用する。

(4) 受信機

受信機は、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特定小規模自火報告示」という。）第 2.5 によるほか、前 2 を準用する。

(5) 感知器

感知器は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、特定小規模自火報告示第 2.1 によるほか、次によること。

イ 感知器は、次の(イ)から(ハ)までの場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積が 30 m²以下の(イ)の場所に限り壁に感知器を設けることが出来る。

(イ) 居室及び床面積が 2 m²以上の収納室（居室内にある押入、物入れ、クローゼット等で水平投影面積が 2 m²以上のもの）

(ロ) 倉庫、機械室その他これらに類する室（電気室、ボイラー室、空調機械室、ポンプ室、エレベーター機械室、乾燥室、サウナ室、洗面所、脱衣所等）

※洗面所及び脱衣所（公衆浴場を除く。）については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 4 号に規定する居室に該当しないものではあるが、ボイラー又は入力 70kw 以上の給湯湯沸設備を設置している部分については、倉庫、機械室その他これらに類する室に該当するものとして扱う。（特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 3 号イ及びロ）

(ハ) 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）

a 特定小規模施設省令第 2 条第 1 号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のう

- ち、令別表第 1(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの
- b 特定小規模施設省令第 2 条第 1 号ハに掲げる防火対象物
- c 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 23 条第 4 項第 7 号ヘに規定する特定一階段等防火対象物（(a) 及び(b) に掲げるものを除く。）
- d 警戒区域が二以上の防火対象物（(a) から(c) までに掲げるものを除く。）

※垂直距離 7.5m につき、1 個の個数を、火災を有効に感知するように設けること。（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）

※歩行距離 10m 以下の廊下及び通路は感知器の設置を要しない。（特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 3 号ハ）

□ 感知器の選択

- (イ) 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器であること。
- (ロ) スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により、有効に火災の発生を感知することができるよう設けなければならないことから、特に定温式のものについては、公称作動温度が 65 度以下で特種のものとする必要があること。

(6) 中継器

中継器は、特定小規模自火報告示第 2.2 によるほか、前 4 を準用する。

(7) 発信機

発信機は、特定小規模自火報告示第 2.9 によるほか、前 6 を準用する。

(8) 地区音響装置

地区音響装置は、特定小規模自火報告示第 2.8 によるほか、次によること。

- イ P 型 2 級受信機又は G P 型 2 級受信機で接続することができる回線が一のもの若しくは P 型 3 級受信機又は G P 型 3 級受信機を設置することにより、地区音響装置を設けない場合は、受信機の主音響装置等により、任意の場所で 65 デシベル以上の警報音を確保すること。◆

ロ 前イ以外については、前 7 を準用する。

(9) 常用電源

電源は、特定小規模自火報告示第 2.6 及び 10 によるほか、前 2.(1) を準用する。

(10) 非常電源

非常電源は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 3 号及び特定小規模自火報告示第 2.7 によるほか、前 2.(2) を準用する。

(11) 配線

配線は、特定小規模自火報告示第 2.3 によるほか、前 9 による。この場合、特定小規模自火報告示 2.3 に規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる」措置とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器の設置により受信機の設置を要しない場合において、当該連動型感知器自体に、断線等があった場合に電源灯の消灯等により断線等を確認できるよう措置されたものが該当するものであること。

なお、従来どおり送り配線の方式でも差し支えない。